各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株) 代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史 (コード番号 1757 東証第2部) 問合せ先 取 締 役 岩 崎 智 彦 (Tel. 03-5775-2100)

利益供与禁止仮処分命令申立事件の却下決定のお知らせ

当社は、2020年11月10日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関する途中経過(3)」にてお知らせいたしましたとおり、当社が、アンケートに御協力いただいた株主様にクオカードを進呈することを試みたことについて、当社の株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合(以下「請求株主様」といいます。)が、会社法120条1項が禁止する利益供与に該当すると主張してこれを仮に差し止めるように求める申立てをしました(以下「本件申立て」といいます。東京地方裁判所令和2年(ヨ)第20125号利益供与禁止仮処分命令申立事件)。

この点について、東京地方裁判所が、本日、本件申立てを却下する決定をしました。

すなわち、東京地方裁判所は、当社のクオカードの交付について、①利益供与に当たらないこと、②クオカードの交付自体によって株主総会における決議の方法に法令違反を生ずるおそれがあるといえないことから当社に回復できない損害が生ずるといえないことを判断しました。

その上で、東京地方裁判所は、結論として、本件申立てについて、被保全権利(違法行為差止 請求権)の存在及び保全の必要性のいずれとも疎明されたとはいえず、本件申立てに理由がない として本件申立てを却下する決定をしました。

これにより、当社が実施した株主アンケートの正当性と、当社が臨時株主総会を招集して開催することの正当性が明らかとなりました。

しかしながら、請求株主様の運用者であるセノーテキャピタル株式会社(代表取締役 岡本武 之氏)は、本申立てをする一方で、株主の皆様に対し、令和2年11月20日開催予定の当社臨時 株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)における議決権行使書並びに委任状の郵送を条件として粗品を提供していることを確認しました。 このような行為は、本臨時株主総会の決議方法を著しく不公正にする行為であると考えられます。

当社は、本臨時株主総会における株主の皆様の意思決定が歪められてしまうとの考えから、本 臨時株主総会における決議方法は著しく不公正になるものとして、決議取消事由に該当するおそ れがあると考えております。そこで、当社は、請求株主様に対し、このような本臨時株主総会に おける株主の皆様の意思決定を歪めるような不公正な委任状勧誘は止めるように抗議しておりま す。

これまでの経緯の詳細につきましては、当社ウェブサイト内の「**臨時株主総会特設ページ**」を 御覧ください(URL は、http://crea-hd.co.jp/shareholders-special/)。

以上